

平成30年3月定例会提出案件

告 示 平成30年2月19日(月)
招 集 平成30年2月26日(月)

【2月26日提出】

[報 告…1件]

報告第1号

専決処分の報告について(平成30年1月22日専決)

- ・専決第2号 調停の成立について
- ・専決第3号 調停の成立について

[補正予算…5件]

市議案第1号

平成29年度豊中市一般会計補正予算第6号

市議案第2号

平成29年度豊中市病院事業会計補正予算第2号

市議案第3号

平成29年度豊中市一般会計補正予算第7号

市議案第4号

平成29年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計補正予算第2号

市議案第5号

平成29年度豊中市財産区特別会計補正予算第2号

[当初予算…10件]

市議案第6号

平成30年度豊中市一般会計予算

市議案第7号

平成30年度豊中市国民健康保険事業特別会計予算

市議案第8号

平成30年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算

市議案第9号

平成30年度豊中市介護保険事業特別会計予算

市議案第10号

平成30年度豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

市議案第11号

平成30年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算

市議案第12号

平成30年度豊中市財産区特別会計予算

市議案第13号

平成30年度豊中市病院事業会計予算

市議案第14号

平成30年度豊中市水道事業会計予算

市議案第15号

平成30年度豊中市公共下水道事業会計予算

[条 例…26件]

市議案第16号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

職員給与等を改正するもの

(1) 給料月額、初任給調整手当の支給限度額、勤勉手当の支給割合、特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正

① 給料月額の改正

給料月額を引き上げるもの（平均改定率0.19%）

② 初任給調整手当の支給限度額の改正

（現 行）

（改正案）

250,600円

250,900円

③ 勤勉手当の支給割合の改正

（現 行）

（改正案）

12月期 100分の95 100分の105

（再任用職員） 100分の40 100分の45

④ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正

（現 行）

（改正案）

12月期 100分の162.5 100分の167.5

<参考>

期末・勤勉手当の年間支給割合

（現 行）

（改正案）

4.3月

4.4月

（再任用職員） (2.25月)

(2.3月)

（特定任期付職員） (3.25月)

(3.3月)

(2) 勤勉手当の支給割合及び特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正

① 勤勉手当の支給割合の改正

	(現 行)	(改正案)
	100分の105	100分の100
(再任用職員)	100分の45	100分の42.5

② 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正

	(現 行)	(改正案)
	100分の167.5	100分の165

<参考>

改正後の期末・勤勉手当の支給割合

	6月	12月	合計
期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
(再任用職員)	(0.65月)	(0.8月)	(1.45月)
(特定任期付職員)	(1.65月)	(1.65月)	(3.3月)
勤勉手当	0.9月	0.9月	1.8月
(再任用職員)	(0.425月)	(0.425月)	(0.85月)
(特定任期付職員)	—	—	—
合 計	2.125月	2.275月	4.4月
(再任用職員)	(1.075月)	(1.225月)	(2.3月)
(特定任期付職員)	(1.65月)	(1.65月)	(3.3月)

(3) 附則措置

① 施行日

ア (1)及び(3)② (平成29年度の期末手当に係る部分に限る。)

公布の日。ただし、(1)①及び②については平成29年4月1日から、(1)③及び④並びに(3)②については平成29年12月1日から適用

イ (2)及び(3)② (平成30年度以降の期末手当に係る部分に限る。)

平成30年4月1日

② 他の条例の一部改正

ア及びイの条例について、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改正と同様に期末手当の支給割合を改正するもの

ア 市長等の給与に関する条例

イ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

市議案第17号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の設定について

新たな総合計画に基づく政策評価を豊中市総合計画審議会で行うことに伴い、豊中市政策評価委員会を廃止するもの

施行日 市規則で定める日 (平成30年6月上旬を予定)

市議案第18号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

市長部局、上下水道局及び教育委員会の職員並びに消防職員の定数を改正するもの

	(現 行)	(改正案)	(増 減)
市長の補助職員	1,831人	1,824人	△7人
[上下水道局の職員を除く。]			
上下水道局の職員	263人	261人	△2人
教育委員会の職員	265人	250人	△15人
選挙管理委員会の職員	8人	8人	－人
監査委員の補助職員	5人	5人	－人
消 防 職 員	401人	402人	1人
合 計	2,773人	2,750人	△23人

<参考>

(豊中病院の職員	807人	807人	－人)
(議会の職員	13人	13人	－人)

施行日 平成30年4月1日

市議案第19号

退職手当条例等の一部を改正する条例の設定について

国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、退職手当の基本額に係る調整率を改正するもの

(1) 退職手当の基本額に係る調整率の引き下げ

(現 行)	(改正案)
100分の87	100分の83.7

(2) 施行日 平成30年4月1日

市議案第20号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について

公職選挙法の一部改正（平成29年法律第66号。平成29年6月21日公布）に伴い、国政選挙に準じて、豊中市議会議員の選挙における選挙運動用のビラの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるもの

(1) 豊中市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担

公費負担の限度額（候補者1人につき）

- ・ ビラ1枚当たりの作成単価 7円51銭
 - ・ ビラ作成の限度枚数（2種類以内） 4,000枚
7円51銭×4,000枚＝30,040円
- ただし、供託金が没収されない場合に限る。

(2) 施行日 平成31年3月1日

市議案第 21 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について

土壤汚染対策法の一部改正に伴う汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等の新設及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う容器検査又は容器再検査手数料等の額の改正をするとともに、その他所要の規定を整備するもの

(1) 手数料の新設

- ① 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料
93,200円
- ② 合併・分割承認申請手数料
93,200円
- ③ 相続承認申請手数料
93,200円

(2) 手数料の改正

- ① 高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査手数料
容器及び内容積に応じ、

(現 行)	(改正案)	(引下げ額)
90円	80円	10円
180円	160円	20円
220円	210円	10円

- ② 液化石油ガス充填設備変更許可申請手数料

(現 行)	(改正案)	(引下げ額)
19,000円	17,000円	2,000円

- ③ 使用済自動車破砕業変更許可申請手数料

(現 行)	(改正案)	(引下げ額)
75,000円	67,000円	8,000円

(3) その他所要の規定の整備

	(現 行)	(改正案)
条例名	大阪府ふぐ販売営業等の規制 に関する条例	大阪府ふぐ処理業等の規制 に関する条例
名 称	ふぐ販売営業許可申請手数料	ふぐ処理業許可申請手数料

- (4) 施行日 平成30年4月1日

市議案第 22 号

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例の設定について

条例の期限を5年間延長し、企業の立地を引き続き促進するもの

(1) 条例の有効期限の延長

(現 行)	(改正案)
平成30年3月31日	平成35年3月31日

(2) 施行日 公布の日

市議案第23号

あゆみ学園条例及びしいの実学園条例の一部を改正する等の条例の設定について

あゆみ学園及びしいの実学園の一体化に伴い、両施設の位置、事業等を改正するとともに、その他所要の規定を整備するもの

(1) あゆみ学園条例の一部改正

① 名称及び位置の改正

(現 行)

豊中市立あゆみ学園
豊中市桜の町3丁目12番10号

(改 正 案)

豊中市立児童発達支援センター
豊中市稲津町1丁目1番20号

② 事業の拡充等

- ア 放課後等デイサービス及び診療所の追加
イ 定員の変更等

(現 行)

児童発達支援事業 123人
放課後等デイサービス

(改 正 案)

114人
16人

③ 診療事業等の追加

診療事業等に係る使用料及び手数料に関する事項

④ その他所要の改正

- ア 設置規定の整備
イ 施設の構成の追記
ウ 今回の改正に伴い所要の規定を整備
エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴う規定の整備

(2) しいの実学園条例の一部改正

① 位置の改正

(現 行)

豊中市稲津町1丁目1番20号

(改正案)

豊中市桜の町3丁目12番10号

② その他所要の改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴う規定の整備

(3) しいの実学園条例の廃止

(4) 附則措置

① 施行日

- ア (1)④エ及び(2)② 平成30年4月1日
イ (1) ((1)④エを除く。)及び(3) 市規則で定める日(平成31年4月を予定)
ウ (2)① 市規則で定める日(平成30年7月を予定)

② 使用料及び通所特定費用等に関する経過措置

市議案第 2 4 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する告示（内閣府・文部科学省・厚生労働省）の全部改正等に伴い，所要の規定を整備するもの

(1) 教育及び保育の内容に関する計画

(現 行)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領
(平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)

(改正案)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領
(平成 2 9 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)

(2) 附則措置

- ① 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日ほか
- ② 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ③ 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ④ 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

市議案第 2 5 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定を整備するもの

(1) 受給資格等の確認の方法に関する規定の整備

(2) 施行日 公布の日ほか

市議案第 2 6 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，所要の規定を改正するもの

- (1) 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
指定就労定着支援，指定自立生活援助支援，日中サービス支援型指定共同生活援助及び共生型サービスに関する基準の新設
- (2) 豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
- (3) 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (4) 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日

市議案第 27 号

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を改正するもの

(1) 共生型サービスに関する基準の新設

(2) 身体的拘束等の適正化

(3) 医療と介護の連携の強化

(4) 施行日 平成30年4月1日

<参考>

- ・ 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (1)及び(2)
- ・ 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (1)及び(3)
- ・ 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (1)及び(2)
- ・ 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (1)及び(2)
- ・ 豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (1)及び(3)
- ・ 豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (2)
- ・ 豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (2)
- ・ 豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (2)
- ・ 豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (2)
- ・ 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (2)
- ・ 豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (2)

市議案第 28 号

豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の設定について

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるもの

(1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- ① 介護医療院の入所定員
 - ② 配置する職員の資格等に関する基準
 - ③ 談話室の設置その他設備に関する基準
 - ④ 利用する要介護者の適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する基準等
 - ⑤ その他の設備及び運営に関する基準
- | | | |
|------------------|----------|-----|
| | (国) | (市) |
| ・ サービス提供の記録の保存期間 | 完結の日から2年 | 5年 |

- ・ 建物について耐火建築物又は準耐火建築物を義務付け
- | | | |
|--|--------|--------|
| | 例外規定あり | 例外規定なし |
|--|--------|--------|

(2) 施行日 平成30年4月1日

<参考>

介護医療院 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

市議案第29号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

介護医療院の開設等に係る手数料及び平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、所得の低い介護保険第1号被保険者の保険料率について減額措置を講じるもの

(1) 手数料の新設

	(金額)
① 介護医療院の開設の許可の申請をしようとする者	63,000円
② 介護医療院の変更の許可の申請をしようとする者	33,000円
③ 介護医療院の許可の更新の申請をしようとする者	16,000円

(2) 保険料率の改正

(3) 保険料率の減額措置

(4) 施行日 平成30年4月1日

市議案第30号

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に関する所要の規定を整備するもの

(1) 主任介護支援専門員に関する規定の整備

(現行)	(改正案)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員
(主任介護支援専門員研修を 修了した者をいう。)	

(2) 施行日 公布の日

市議案第31号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課限度額を改正するとともに、保険料の応益割軽減措置の拡充その他所要の規定を改正するもの

(1) 基礎賦課限度額の引上げ
 (現 行) (改正案)
 540,000円 580,000円

(2) 保険料の応益割軽減措置の拡充
 5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡充するもの

(3) その他所要の規定の改正
 ① 出産一時金の額の改正
 ② 保険料の基礎賦課総額等
 ③ 所要の規定の整備

(4) 施行日 平成30年4月1日

市議案第32号

平成30年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例の設定について

平成30年度分の国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の料率の特例を定めるもの

(1) 基礎賦課額の保険料率

	(平成30年度)	(平成29年度)
所得割	100分の7.86	100分の7.84
被保険者均等割	25,767円	25,510円
世帯別平等割		
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	22,840円	21,702円
特定世帯	11,420円	10,851円
特定継続世帯	17,130円	16,277円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

	(平成30年度)	(平成29年度)
所得割	100分の2.29	100分の2.23
被保険者均等割	8,424円	8,299円
世帯別平等割		
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	6,537円	5,965円
特定世帯	3,269円	2,983円
特定継続世帯	4,903円	4,474円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

	(平成30年度)	(平成29年度)
所得割	100分の1.98	100分の1.93
被保険者均等割	13,645円	13,076円

市議案第 33 号

豊中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について

高齢者の医療の確保に関する法律の改正による住所地特例の見直しに伴い、所要の規定を整備するもの

施行日 平成30年4月1日

市議案第 34 号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例の設定について

解体等工事に係る石綿に関する規制の新設及び公害の防止に関する規制の廃止その他所要の規定を改正するもの

(1) 解体等工事に係る石綿に関する届出等（新設）

- ① 解体等工事の受注者又は自主施工者に対する石綿使用の有無に関する調査結果の届出の義務付け
- ② 解体等工事の発注者に対する調査協力の義務付け

(2) 公害の防止に関する規制の廃止

- ① 公害物質排出工場等に関する規制の廃止
- ② 土壌汚染の対策の廃止
- ③ 電波障害の防止義務に関する規制の廃止

(3) その他所要の改正

- ① 法令との重複条項の削除
- ② その他所要の規定の整備

(4) 附則措置

- ① 施行日 (1) 平成30年7月1日
(2) 公布の日
- ② 豊中市企業立地促進条例の一部改正
- ③ 豊中市屋外広告物条例の一部改正

市議案第 35 号

豊中市土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例の設定について

都市計画法施行令の一部改正（平成28年政令第392号。平成28年12月26日公布）に伴い、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度に係る制限を緩和するもの

(1) 公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積

(現 行)	(改正案)
3, 000平方メートル	10, 000平方メートル

(2) 施行日 平成30年4月1日

市議案第36号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例の設定について

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準その他所要の規定を整備するもの

- (1) 都市公園に設ける運動施設の設置基準
都市公園の敷地面積に対する割合の上限 50%
- (2) その他所要の規定の整備
保育所等施設の一般措置化に伴う規定の整備
- (3) 施行日 公布の日

市議案第37号

豊中市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の設定について

建築基準法及び都市計画法の一部改正に伴い、所要の規定を改正するもの

- (1) 引用条項の整理
豊中市建築基準法施行条例
- (2) 用語の整理

(現 行)	(改正案)
建ぺい率	建蔽率

 - ① 豊中市建築基準法施行条例
 - ② 北部大阪都市計画千里中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ③ 北部大阪都市計画新千里西町B団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ④ 北部大阪都市計画新千里東住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑤ 北部大阪都市計画新千里南町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑥ 北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑦ 北部大阪都市計画少路2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑧ 北部大阪都市計画北緑丘1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑨ 北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑩ 北部大阪都市計画新千里南住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑪ 北部大阪都市計画新千里東町近隣センター地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ⑫ 豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- (3) 施行日 平成30年4月1日

市議案第38号

豊中市社会教育委員条例の一部を改正する条例の設定について

社会教育委員の定数及び委員の委嘱基準を改正するもの

- (1) 委員定数の改正

(現 行)	(改正案)
10人以内	7人以内

- (2) 委員の委嘱基準に社会福祉関係者を追加
- ① 学校教育関係者
 - ② 社会教育関係者
 - ③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - ④ 学識経験者
 - ⑤ 社会福祉関係者

(3) 施行日 平成30年7月1日

市議案第39号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

基金の額を改正するもの

(現 行)	(改正案)
256,556,000円	264,690,000円

*内 訳

寄附金	717,000円
一般財源	7,417,000円
計	8,134,000円

施行日 平成30年3月30日

市議案第40号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可申請に関する手数料等の額を改正するもの

(1) 貯蔵所の設置の許可申請に関する手数料 (別表第9(2)の項の2関係)

<参考>

- ・準特定屋外タンク貯蔵所
屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のもの
- ・特定屋外タンク貯蔵所
屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のもの

[準特定屋外タンク貯蔵所]

(現 行)	(改正案)	引上率
530,000円	570,000円	7.6%

[特定屋外タンク貯蔵所]

	(現 行)	(改 正 案)	引上率
1,000～ 5,000k1	830,000 円	880,000 円	6.0%
5,000～ 10,000k1	1,010,000 円	1,070,000 円	5.9%
10,000～ 50,000k1	1,120,000 円	1,200,000 円	7.1%
50,000～ 100,000k1	1,420,000 円	1,520,000 円	7.0%
100,000～200,000k1	1,660,000 円	1,780,000 円	7.2%
200,000～300,000k1	3,880,000 円	4,070,000 円	4.9%
300,000～400,000k1	5,100,000 円	5,340,000 円	4.7%
400,000k1～	6,290,000 円	6,490,000 円	3.2%

[浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所]

	(現 行)	(改 正 案)	引上率
1,000～ 5,000k1	1,130,000 円	1,180,000 円	4.4%
5,000～ 10,000k1	1,340,000 円	1,410,000 円	5.2%
10,000～ 50,000k1	1,500,000 円	1,580,000 円	5.3%
50,000～ 100,000k1	1,830,000 円	1,940,000 円	6.0%
100,000～200,000k1	2,140,000 円	2,260,000 円	5.6%
200,000～300,000k1	4,350,000 円	4,550,000 円	4.6%
300,000～400,000k1	5,570,000 円	5,820,000 円	4.5%
400,000k1～	6,770,000 円	7,070,000 円	4.4%

(2) 貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する手数料

[基礎・地盤検査]

	(現 行)	(改 正 案)	引上率
1,000～ 5,000k1	410,000 円	420,000 円	2.4%
5,000～ 10,000k1	540,000 円	560,000 円	3.7%
10,000～ 50,000k1	700,000 円	730,000 円	4.3%
50,000～ 100,000k1	920,000 円	960,000 円	4.3%
100,000～200,000k1	1,040,000 円	1,090,000 円	4.8%
200,000～300,000k1	1,600,000 円	1,660,000 円	3.8%
300,000～400,000k1	1,820,000 円	1,900,000 円	4.4%
400,000k1～	2,030,000 円	2,120,000 円	4.4%

[溶接部検査]

	(現 行)	(改 正 案)	引上率
1,000～ 5,000k1	490,000 円	530,000 円	8.2%
5,000～ 10,000k1	630,000 円	680,000 円	7.9%
10,000～ 50,000k1	990,000 円	1,030,000 円	4.0%
50,000～ 100,000k1	1,310,000 円	1,410,000 円	7.6%
100,000～200,000k1	1,720,000 円	1,780,000 円	3.5%
200,000～300,000k1	3,320,000 円	3,430,000 円	3.3%
300,000～400,000k1	4,060,000 円	4,190,000 円	3.2%
400,000k1～	4,650,000 円	4,800,000 円	3.2%

(3) 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する手数料

	(現 行)	(改 正 案)	引上率
1,000～ 5,000k1	310,000 円	320,000 円	3.2%
5,000～ 10,000k1	430,000 円	460,000 円	7.0%
10,000～ 50,000k1	720,000 円	750,000 円	4.2%
50,000～ 100,000k1	960,000 円	1,020,000 円	6.3%
100,000～200,000k1	1,210,000 円	1,300,000 円	7.4%
200,000～300,000k1	2,950,000 円	3,150,000 円	6.8%
300,000～400,000k1	3,620,000 円	3,870,000 円	6.9%
400,000k1～	4,170,000 円	4,460,000 円	7.0%

(4) 施行日 平成30年4月1日

市議案第41号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の設定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養加算額を改正するもの

(1) 扶養加算額の改正

① 配偶者に係る補償基礎額の加算額の引下げ

(現 行)	(改 正 案)	(引下げ額)
333円	217円	116円

② 子に係る補償基礎額の加算額の引上げ

(現 行)	(改 正 案)	(引上げ額)
267円	333円	66円

③ 配偶者のない団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算の廃止

(2) 施行日 平成30年4月1日

[その他…4件]

市議案第42号

指定金融機関の指定について

平成30年(2018年)8月1日から平成31年(2019年)7月31日まで
北おおさか信用金庫

市議案第43号

市道路線の認定及び変更について

(認定25路線、変更4路線)

市議案第44号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査を行うため、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するもの

(1) 契約の目的

地方自治法の定めるところにより、特定の事件について監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けること

(2) 契約期間

平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日まで

(3) 契約金額

12,640,000円を上限とする額

(4) 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出の後に一括払い

(5) 契約先

住 所 東京都新宿区西新宿7丁目19番14-1106号

資 格 公認会計士

名 前 谷川 淳

諮問第1号

督促処分についての審査請求に対する裁決について

[議案外提出…1件]

- 1 損害賠償の額の決定等における市長の専決事項に関する件の報告について
(平成30年1月22日専決)